

森林組合資本の性格

— 大瀬森林組合の事例 —

酒瀬川 武五郎*

Capitalistic character on the forest owner's association
—an example of Ōse forest owner's association—

Takegorō SAKASEGAWA

要旨 1. この小論は一具体例にもとづいて組合資本の所有と経営という観点から森林組合資本の性格について考察したものである。事例となった組合は、愛媛県下において先進的な組合とされている大瀬森林組合である。

2. 事例組合の資本構成は実費の基礎をなす農民的所得による出資と、資本としての要求をもつ他人資本から成立しているが、前者には組合員の経済的格差による限定があるため、事業拡大と共に後者の割合が圧倒的に大きくなっている。このような資本構成は組合経営の資本化を促進する資本所有であるが、資本化の方向には限度がある。事例組合で多数を占める中小山林所有者にとって、かかる経営の資本化は組合設立の意義を消失せしめるものだからである。かくて組合資本に対する政策的支援がもたらされる。

3. 事例組合の資本機能は経営体としての事業運営様式からみて、伐出販売資本の機能を主体とする特殊な資本企業＝組合資本として性格づけられる。しかし、かかる組合資本としての性格も系統機関、政策による外部的支援によって成立しており、自立的な資本機能として達成されているわけではない。自立的な資本機能阻害の決定的要因は、他人資本に帰属する資本利潤＝利子の負担が大ききことにある。したがってかかる現状下では、他人資本に起因する安定原則＝資本としての自立傾向を内在せざるをえず、現にその表現として協業組織の管理形態は商人資本的な側面をとどめている。他方、かかる資本としての内在的な自立傾向と、組合員による事業利用の内部的な格差にもとづく出資負担分化の傾向は、事例組合の資本機能を企業的格差をより強化した形で規定していく可能性を内包しているものと考えられる。

1. 資本の性格は資本の活動様式＝循環形態と蓄積形態によって規定される。そのかぎりにおいて協同組合を原則とする森林組合は、循環形態では一般企業とかわらない主として商業的な形態をとり、他方蓄積形態では実費主義、出資配当の原則により利潤蓄積の条件をもたない特殊な資本企業だといえる。しかしこのような特殊な組合資本企業＝施設としての活動が成立するためにはいうまでもなく一定の条件が必要である。その条件とは組合資本＝施設の組合構成員による充分にして均等な利用と、その

* 林政学研究室 助手 本報の一部は1963年11月、日本林学会関西支部大会において講演した。

利用を企業体として支えるだけの十分な出資（組合構成員による資本拠出）がなければならぬということである。

この観点から森林組合をとらえるとき、一般にこうした条件がきわめて不備であることはあらかじめ指摘するまでもないであろう。低調な出資、出資に代替する資金吸収機能（信用事業）の欠如その必然的な結果である他人資本に対する強い依存性、組合施設利用における階層性の濃厚な反映等々、いずれも特殊な資本企業＝協同組合としての存立を困難にする条件であるといわねばならない。

この小論はこのような組合資本の存立を歪曲する条件が、組合資本の性格に対してどのような影響をおよぼし、かつ規定するものとなっているかを、組合資本の所有（調達）と経営（運用）の一具体例を通じてあきらかにし、あわせて組合資本の性格について考察しようとした。

分析の視角はまず（1）事例組合にあらわれた組合資本の構成がどのような特質をもつか（2）このような特質をもった組合資本がその特質ゆえにどのような方向で機能するかをあきらかにし主題に答えようとする。

もちろん単なる一事例であり、問題処理の方法自体にもなお検討されるべき多くの点がこのこされてることから、分析の結果にも自ら一定の限界があることを認めなくてはならない。一般に森林組合資本の機能（事業の種類や各事業部門のウエイト）はその地域的個別的諸条件によって異なり、組合資本としての現実の姿も一律なものではなく、また機能集団としての森林組合の性格にも究明されるべき特殊な問題が存在するからである。ただここでは、基本問題答申以降における協業化の担い手としての森林組合に対する期待のなかで、それを協同組合的な方向で実現しようとするばあい、どういう問題があるかということを経営の問題としてとらえ、一具体例¹⁾にもとずいて説明しようとした。

- 1) ここで以下の考察に必要なかぎりにおいて、事例となった愛媛県喜多郡内子町大瀬森林組合の概況についてふれておく。大瀬森林組合は愛媛県の南部、肱川流域の中山間部に位置する準山村の性格をもった地帯に成立する。組合員（主として農家）の家計は、主として耕種（自給用）、煙草、林産物、その他の兼業収入（現金収入）によって支えられ、専業農家戸数は総農家戸数771戸のうち25%を占めるにすぎない。林野面積3,856町歩、人工林率41%だがんらいが木炭の生産地であったところから後進林業地としての性格がつよい。組合員634名、零細中小山林所有者が主体をなし20町歩以上の組合員はわずか11名にすぎない。職員8名（うち2名常備作業員）の他、53名の労務班員（専用33名、季節20名）によって販売事業（木材：椎茸）を基幹とする組合運営がなされ、その事業活動は各部門にわたって活発であり、愛媛県における重点指導組合の一つに指定されている。ちなみに販売事業の実績を示すと、S34年5,360(石)、S35年9,131(石)、S36年7,953(石)、S37年9,086(石)でその事業支配率はS37年で44%に達する。一方、椎茸の取扱いはS35年からはじまり、S37年には622㍏が出荷されている。なおこのように経済事業が活発になったのは、S34年以降でそれまでは単なる伐調、補助金交付組合としての性格が強かった。

2. まず問題接近の第一として組合資本所有の結果である資金構成（資本、負債）の現状と推移についてみよう。森林組合はすでにふれたように資金吸収機能をもたない。したがって資金構成は自己資本である出資金と他人資本である借入資金のみによって成立する。

第一表資金構成の現状によれば、あきらかに他人資本である借入金の比重がきわめて大きいことが認められる。

もっとも他人資本とはいってもその過半は財政資金＝農林漁業転貸資金であるが、しかしそれを除外した経済事業資金（運転資金）に限定してもその過大性にかわりはない。

このような資金構成の現状から、さらにその過去の推移を第二表によってみるとつぎのような特徴

(第1表) 資金構成 (S. 37)

	金額・比率 (千円) (%)
長期借入金	22,887 (59.5)
短期借入金	10,079 (26.2)
自己資金	2,996 (7.8)
その他	2,470 (6.5)
計	38,432 (100.0)

(第2表) 資金構成の推移

(千円)

	S. 32	S. 34	S. 35	S. 36	S. 37
長期借入金	7,420 (88.3)	11,350 (78.2)	13,713 (67.5)	17,269 (59.5)	32,666 (59.9)
短期借入金	90 (1.2)	2,000 (13.7)	4,763 (23.4)	5,180 (17.8)	15,229 (27.9)
その他	448 (5.3)	707 (4.8)	1,364 (6.7)	4,064 (14.0)	3,747 (6.9)
出資金	438 (5.2)	443 (3.3)	447 (2.4)	2,486 (8.7)	2,866 (5.3)
計	8,396 (100.0)	14,500 (100.0)	20,287 (100.0)	28,999 (100.0)	54,508 (100.0)

注 月末試算表残高平均値。

注 年度末貸借対照表残高によって作成。

()内%

が指摘できる。一つは財政資金＝転貸資金の増大と経済事業拡大に伴う短期借入金の大巾な増加傾向、二つは資金構成上の比率は一貫して低いとはいえ、36年以降出資の増加がみられるということである。この資金構成の推移がいかなる事情にもとづくものであるか。出資増加については組合員の商品生産の経営りが相対的に促進された結果によるものと考えられる。そのばあい商品生産の経営促進の直接的な契機として組合経済事業の強化をあげなければならない。それが組合員の商品生産を開発し促進したという側面を見落すことはできないからである。34年以降、2ケ年におよぶ間伐材商品化を中心とした事業実績の確立が、出資増加の背景であったことはそのことの具体的な表示にはかならないといつてよい。しかし他方出資増加が可能になったとはいえ、後述の如く出資調達には一定の限界があるため、事業拡大と併行して出資以上に短期借入資金もまたいぢるしく増大せざるをえない。

短期借入資金の大部分は系統資金（農協、中金）であるが、これについては最近における系統金融の指向に沿ったものであるということのみをここでは指摘しておく。

つぎに長期借入金については資金増加の主役は伐調資金（37年以降林経資金が加わる）と36年以降の共同化資金（椎茸原木資金）である。したがってこれについては以下の点だけを指摘すれば充分であろう。すなわち両者とも財政資金を原資とする政策金融（制度金融）であって、直接的な組合育成金融ではないこと、それが半行政体的性格をもつ森林組合を媒介として組合員の資金需要に結合したものにすぎないということである。

- 1) このばあいの商品生産とは、いうまでもなくつぎのような内容のもの一立木売から素材売への転換、あるいは未間伐林分の間伐処理による林分生産力の改善など、要するに単なる地主的所有から相対的に一歩前進した経営の確立ということ一を意味する。

しからば以上のごとき組合資金を構成する個別的な資金の性格とその調達の現状はどうであるか、つぎにその点を資金別に検討しよう。

(イ) 出資金 森林組合が協同組合を原則とする以上、組合員の出資はいわゆる実費主義の原則により資本としての要求、つまり利潤追求的性格を内包するものではない。理由はいうまでもなく組合が一企業体として資本の法則を不斉するものではなくとも、組合が多数の零細中小山林所有者を構成員と

して含む以上一般企業資本、まして前期資本でもありえず、またかかる性格をもつならば組合と組合員との間に対立矛盾が生じ、出資の意義が否定されるからである。かくてかかる性格の出資が多いほど本来実費主義原則の組合事業運営にとってこのましい。しかしすでに示唆したごとくそれはつぎの事情によって一定の限界をもつものである。

一つはいうまでもなく組合員の地域的な限定であり、二つは組合員の経済的な性格による規定である。前者は組合経営規模を与件とする見かけ上の量的な規定条件にすぎないから一応捨象し、ここでは出資の基本的な規定条件である後者についてふれる。

出資は組合員家計の余剰ないし所得の一部から支出されるものであることはいうまでもない。したがってまずこれによって規定される。しかし他方その支出は組合事業の利用にもとづく利益がすくなければ容易に行なわれるものではない。かくて出資は二重の意味で規定されることになり、協同組合の原則である最高出資額の制約があるとはいえ、そのかぎりにおいて量的、質的に階層的な性格を反映するものとなるのである。

ここで質的性格なるものの意味は出資が農民的所得によるものであるか、いわゆる余剰—利子生み資本としての可能性をもつものであるかということにほかならない。かかる質的性格が問題とされるのは一般に森林組合のばあい、組合構成員の所有と経営の階層差が顕著で出資の性格も自ら異なるものを含むと考えられるからである。

(第3表) 階層別出資構成

事例組合の出資階層構成(第3表)を以上のことを前提としてみるならば、零細階層、中小階層を主体とするこの組合では、大体中富農から零細農におよぶ農民所得的な出資が支配的であると考えられる。

しかし農民所得の出資が支配的であるといっても、そこに組合＝施設の利用差にもとづく出資負担の内部的な分化がみられること、また農民所得を基盤とすること自体出資能力に一定の限界を付与しており、出資額にはその面で強い限界があるといわなければならない²⁾。かく

て組合がそうした限界を克服し、増資を可能とするためには出資配当という手段に依存しなければならなくなるのである。

しかし出資配当も実費主義原則をかゝげるかぎり一定の限界があることはあきらかであろう。かくていずれにしても自己資本＝出資には容易に克服しがたい限界が認識される。

- 2) 事例組合では制度融資の貸付、補助金の分配、販売購買事業決済などを通ずる天引増資、指導奨励金という名目での出資配当(その原資は町木引税還元プール資金の

	口 数	組合員数	組合員1人当り 平均出資額(千円)
20町歩以上	348 (12.3)	11 (1.9)	31.6
10～20町	369 (13.1)	21 (3.1)	17.5
5～10町	720 (25.6)	81 (12.0)	8.8
1～5町	899 (32.0)	302 (45.0)	2.9
1町未満	471 (17.0)	255 (38.0)	1.8
計	2,807 (100)	670 (100)	

() 内 %

一部) などにより増資を目指しているが、これらはいずれも農民所得的な出資の限界状況によるものであるといえる。

(ロ) 短期借入金 いうまでもなくこの資金は系統、系統外であれ利子支払を伴うかぎり資本としての要求を内包しているといえる。

したがってかゝる外部資金の導入が多いほど企業体としての安定原則—利潤追求—を必然的なものとする要因が強化されるといわなくてはならない。そしてかかる安定原則が可能となるかどうか、組合員の利子負担能力のいかにあることは、借入金で組合を通ずる組合員の借入金であることからあきらかなところである。

またかゝる借入金の調達に信用機能にとばしい組合保有資産(自己資本、固定資産)にかわるものとして、専ら組合経営の安定度、理事、幹部などの信用保証(林野的土地所有を背景とした)によって可能とされているところからも³⁾、量的に一定の限界があるといえることができる。

- 3) 事例組合の借入金枠は農協800万(保証は組合長および組合長個人)中金資金(保証は組合長、理事3名)は、重点指導組合の関係上、特枠対象となっており、かなり大巾な資金借入が可能となっている。また34年以降、一貫して組合員個人資金の借入が続いているが、借入金全体額の増加につれてその比重は、急速に低下している。この組合員個人資金が、主観的意図はどうであれ、利子生み資本としての投資であることは指摘するまでもない。

(ハ) 長期借入金 これも組合の借入金とはいっても組合員の借入金であることはいうまでもない。ただ長期低利であることから短期資金のごとく資金としての性格は少ないといえる。

またそうでなければ制度融資たる意味はないわけである。

以上、組合資金を構成する個別的な資金の一般的な性格とその調達の現状についてみたが、かかる資金の移動は組合員と組合および系統機関の内部でみられるものであり、きわめて限定されたものであることはいうまでもない。

そこでつきにかゝる資金移動の契機となる組合資本としての機能的役割がなんであるか、またその役割を果しうるための条件はなんであるかについてみよう。

歴史的な由来はともあれ、現状での森林組合が出資を基礎とする協同組合を原則とし、また機能の現実的展開の実態とその自立方向からみても、その主要機能が流通過程の協業化にあることは否定できない。したがってそのばあい組合資本としての機能が利潤の全面的な否定ではなく、協業化による流通コストの縮小にあることはたしかである。もちろんそれが現実的諸条件のもとで可能となっているかどうかは問題であるとしても、とにかく機能的な目標はそこに求められるといえよう。すなわちこのことをいいかえれば、経営体としての組合の目的は不等価交換にもとづく利潤の排除にあり、一般的な商業利潤や利率はかならずしも否定しないということを意味する⁴⁾。

- 4) 現在の森組共販が流通経費に視点をかぎっていえば、一般企業資本と比較してもその特質が認められないという指摘は—「森林組合と共販問題」森田学—そのあらわれにほかならない。

しからばかゝる利潤や利子を組合員が組合に提供しうるかといえば原則的には不可能だといわなければならない。組合構成員の内部に多数の零細中小山林所有者を含むかぎり、彼等は企業者ではなく単なる小所有者ないし小生産者にすぎず、かかる利潤や利子を提供することは不可能だからである⁵⁾。

- 5) ただしこの原則は農民林業(家族経営的林業)の視点にたっていることである。

したがってそれ以上の階層（地主林業、企業的林業）についてはかならずしも妥当しない。従来、しばしば一般金利資金に依拠した大階層中心の企業的組合運営がみられたのは、彼等が一般的な利潤や利子支払の負担力をもっていたというところに一つの根拠があったと考えられる。なお利子、利潤の支払が不可能だという原則は、もちろん単に林業所得視点のみでなく、農民所得視点を媒介として考えられるものであることはいうまでもない。

かくてそこに実費主義の要求が生まれてくる。しかし経営体の立場からはそれは不可能であるといえよう。既述のごとく実費主義成立の基礎である出資の比重は小さく、一方他人資本の比重は大きく、それに起因する安定原則が（利子の利潤化）必要とされるからである。

他人資本の利率が低利のものでなければならぬという根拠は以上の点にあるといつてよい。事例組合の他人資本＝短期借入資金（第4表）は、かゝる意味において相対的には一般利率を下廻るものであり、その外部資本調達はある程度の有利性をもっているといえる。しかし農協の内部資金原価（6.5～6.8%）に比較すると、その有利性も相対的なものにすぎないといわなければならない。

かくてこのようにみえてくると、事例組合の資金構成にもとづく組合資本所有の現状は、農民的性格の出資を基礎としながらも、他人資本の導入によって資本化せざるをえない性格を内包した資本所有だといえる。しかし資本化せざるをえないといつても、もちろんそれに限度があることはいうまでもない。組合経営の資本化自体は、協同組合経営の原則を離脱していく方向だからである。それは政策的観点からみても決してこのましいものではない。かくて組合資本を側面から強化するための政策的支援⁶⁾が必要となるばあひも生ずるのである。

- 6) 事例組合にみられる政策的支援としては、町木引税の半額還元資金（S37年期末残高768千円）、県間伐奨励金（213千円）、資本装備拡充のための各種補助金（林業機械化補助、林業協業促進対策補助、椎茸生産合理化事業補助、その総受入額425千円）などがあげられる。なお、現在組合保有の固定資産（建物を除く）はすべて木引税還元資金によって資産化されたものであることをつけ加えておく。

3. 森林組合は法的には必須事業として指導事業を撰択事業として各種の経済事業（販売、購買、金融、利用）をあげ、それにもとづいて運営されている。したがってその事業形式からみれば、組合の機能は多様な形態をとりかならずしも一様ではない。

しかしこれを資金の運用（資本機能）という観点からみれば、どの部門にもっとも重点的に資金運用がなされているかによって、組合資本としての機能が規定されるものというべきであろう。

かかる意味においてまず事例組合の資金運用の状態＝部門別運用資金、部門別運用資本の割合（第5表）をみると、前者における金融部門を除外すれば、両者いずれも販売事業の割合が圧倒的に高い。とくに後者の運用資本量では、調達資金の殆どすべてが販売事業に運用されていることが認められる。他方、資金の吸収はこれも同様にその殆どが管理部門によっておこなわれ、その内訳は第6表に示すと

（第4表） 短期借入資金の内訳（S. 37）

	借入比率 (%)	資本コスト (%)	期 間 (月)
農 協	56.9	8.8	3
農 林 中 金	29.4	8.4	3
県 連 合 会	5.3		0.3
個 人	8.4	8.4	

（平均資本コスト8.5%）

注 月末試算表残高平均値によって作成。

(第5表) 部門別運用資金、運用資本量および運用資金と粗利益の割合 (S. 37)

	運用資金	運用資本量 (吸収・運用の差)	運用資金と粗利益の割合
販売	13,164 (34.2)	12,210 (97.8)	1,225/13,164 (9.3)
購売	178	82 (0.6)	102/178 (57.3)
利用	738	197	288/738 (39.0)
金融	22,996 (59.8)	△ 24	162/22,996 (0.7)
指導	17	△ 15	△ 1/17 (5.8)
管理	1,339 (3.5)	△ 12,450 (99.6)	—
計	38,432 (100)	± 12,489 (100)	1,775/38,432 (4.6)

() 内%

(第6表) 管理吸収資金の内訳 (S. 37)

	金額 (千円)	(%)
短期借入金	10,079	72.7
その他	780	5.7
自己資金	2,996	21.6
計	13,855	100

おり外部資金7割、自己資金2割、のこりその他(町木引税還元によるプール資金)で外部資金の比重が圧倒的に大きい。したがって以上のごとき資金の吸収、運用状況からみると、事例組合が自己資金、短期借入金を要求する根拠は販売事業の運営にあるといえることができるであ

ろう。そしてこのことは同時にまた事例組合の資本機能が販売事業を中心とする商業的な機能にあることを示すものである。

ではかゝる販売組合的な機能に資金の運用が集中する理由はなにか。それは収益力(資本利益率)そのものよりも、経営体としての観点からみた販売事業のつぎのような性格に求めることができる。すなわち一つは事業の期間的な継続性が高く、また商品単位当りの収益絶対額も大きいことから、「経営的なウエイト」の高い事業部門となっていること、二つは事業支配率の現状からみた事業拡大の余地と事業の合理化、すなわち協業組織(労務組織、資本設備)の高度化による収益拡大の可能性がなお大きいということである。

第5表によって各部門の運用資金と粗利益の割合(資本粗利益率)をみると、販売部門よりも購買、利用のそれが高いが、しかしこれは両者とも運用資金の必要量が少ないことによるものである。また購買では事業支配率の現状(購買事業の支配率は90%程度である)からみてすでに事業拡大の余地は少なく、利用もまた受託作業(主として育林過程)での事業拡大の余地がのこされているとはいえ、一般に運用資金を必要としない行政関連収入(造林補助手数料、造林収入)が、この部門の運用資金と粗利益の割合に支配的な影響をおよぼしていることに注意しなければならない。ところでこのように販売事業中心の資金運用がなされているとはいっても、この部門においても組合地域による限定、さらに組合員の商品生産者としての性格による限定があることはいうまでもない。ただ現状では、そうした限界内で他部門に比較して、事業拡大の余地と合理化への期待が相対的に大きいというにすぎないのである。

さて第5表の各事業粗利益およびその総計は、資金運用の結果もたらされた資本粗利益であり、その意味でこれら運用資金は資本としての性格を内包するものであるといえる。

しかし既述のごとく組合の資本は組合員を対象とするものであり、「量的質的に資本の移動が制限され」、資本の一般法則下における「平均利潤率の形成に直接参加」していないということから、一般

企業資本とは異質の側面があることに注意すべきである。この点は協同組合としての森林組合資本の一つの特徴であるが（逆にいえばそれがゆえに協同組合とされる）、しかしかゝる特徴とは別に、森林組合資本が資本であるという規定を可能とするつぎの事実も指摘しておかなければならない。それは組合を通じて「売買される商品、資金は」一事例組合の場合その圧倒的部分は素材の生産、流通につながる「平均利潤率、一般利子率の形成に参加」しているということである。したがってかかる事実にもとづいていえば、森林組合は前者の側面では「自ら積極的に資本を目指しているとはいえないとしても」、後者の側面では「客観的には資本としての機能」を果しているといわねばならない。かゝる意味で事例組合についていうと、それは素材の伐出販売資本にほかならないということである。

しからはこのように事例組合の主要な資本機能が伐出販売資本のそれであるとしても、それが一般の伐出販売資本（いわゆる商人資本的な）と同一的な存在であるか、いわゆる特殊な伐出販売資本として存在するものであるかが検討される必要がある。以下その点をまず資金運用の結果である収益構成と関連させつつ、組合運営様式＝事業の運営様式の問題としてとりあげ検討しよう。

まず問題把握の手がかりという意味で、商業的な蓄積機能の表現である手数料およびその基礎をなす販売事業運用資金の効率からみよう。事例組合の販売手数料は素材2%（系統還元金を含めると3.5%）、椎茸3%で単位組合の手数料としては決して高いとはいえないようである（むしろ後述のごとく、採算部門たるべき販売事業によって他の不採算部門をカバーしていくという観点にたてば低いといえるかもしれない）。もちろんこの手数料問題については、系統段階全体を通じた商業的機能の表現としてみなければ正しい把握はできないが、その点は単位組合を対象としていることでは一応捨象しておく。しかしこのように決して高くはないといっても、これのみで特殊な伐出販売資本であると規定することはできない。一般の伐出販売資本にあっても、自らの流通経費の節約と資本回転の増加によって、資本活動にとっての窮局的目標である資本効率の改善を行い、売上利益率の圧縮によって、その競争力を強化することは充分可能だからである。この点ではむしろ組合員の生産と流通に結合して成立つ組合伐出販売活動の方が、かゝる制約をもたない一般の伐出販売資本に比較して不利な立場にあると考えられよう。

第7表組合販売事業運用資金の効率がかゝる意味において効率的であるかどうか、比較判断の材料がなく一概にいうことはできない。しかしあえて法人企業統計による中小企業の資本営業利益率7～9%（組合の資本利益率6%に該当する）に比較すると、そこに組合資本活動の不利な条件が表現されているとみることもあながち不当ではないといえるようである。したがってこのようにみても現状では資本効率およびその結果的表現である手数料問題のみに、組合販売事業資本の特質を求めるとは不可能であるといわなければならない。

- 1) この場合販売事業を通ずる組合資本の特質が全くないということではない。例えば分散的な小量間伐材の商品化では、なお組合でなければ有利に商品化しえないものであり、その点での効果特質は充分存在する。しかしここでは、組合販売事業資本の機能を資本効率の問題としてとらえた場合、区別すべき理由は認められないといっているのである。

しからはいかなる点に特殊な伐出販売資本としての意義を求めることができるのか。

（第7表） 販売事業運用資金の効率（S. 37）

売上利益率	4.97%
資本粗利益率	9.3%
資本利益率	6.0%
資本回転率	1.77

協同組合経営の一般論としていうならば、組合資本＝施設経営の特質は収益獲得の容易な採算部門の資本活動を通じて、収益の低いまたは収益をとまなわない部門をカバーし総合的な実費主義²⁾にもとづく収支均衡を実現していくところに求められるということが出来る。

- 2) 総合実費主義の方式は、総合農協の組合運営様式として採用されているもので、森林組合が一般にこのような方式を意識的にとりあげているかどうかは別である。しかし一応ここではこのような観点から事例組合の事業運営をとらえ現状において「経営的なウェイト」のきわめて高い販売事業を採算部門＝事業経営の基幹部門として位置づけ問題を展開した。

したがって問題はそうした採算部門、不採算部門によって構成される部門別損益のバランスを通じて、実費主義にもとづく組合員への奉仕がいかなる形で実現され可能となっているかということにあるといつてよい。従来、よくいわれる販騰売事業収益による指導事業の充実ということはその一般的な形態であるが、かかる意味において事例組合をみると、たしかに組合員に対する奉仕の立場にたった事業運営の内容そのものは指摘することが可能である。無手数料による施業受託事業（育林過程、伐出過程、椎茸栽培）の運営、およびかかる受託作業を通じての指導事業の展開などそのあらわれといえよう。

事例組合の指導部門損益は（労務班の指導啓蒙を中心とするその事業活動は一般水準に比較してかなり活潑である）、賦課金と補助金によって大体維持されており、かならずしも他部門の損益と関係ないが、ともあれこのような事業運営の内容からその資本機能は単なる資本のそれとしてではなく、組合資本＝施設としての方向で機能していることが確認される。

しかし他方、このような組合資本としての活動がみられるとはいえ、それが既述の部門別損益構成のバランス＝事業収支均衡を通じて可能とされているのではないことに注目する必要がある。すなわち第8表部門別損益構成によれば総合事業収支はマイナスであり、全収支のバランスは事業外収益、すなわち事例組合に対する系統機関の利益積立によって維持されるという関係しか認められないのである。したがってこのような収支構造からみるかぎり、事例組合の組合資本としての活動も系統機関および政策上の支援によってはじめて可能になっているといわなくてはならない。しかればこのように組合資本としての自立経営がなお達成されていないことこの理由はなにか。それは第8表に示されるように、組合事業経営の基幹部門たる販売事業がなお採算部門として確立されていないことにあるといえよう。このように販売事業が採算部門でないという理由についてはつぎの二点にしばって考えることが可能である。一つは総合的な実費主義方式を前提としたばあい、現行の販売手数料率が低すぎるのか、二つは販売事業の費用が大きすぎるのかということである。そこでつぎにその点を販売事業収支の内訳（第9表）によって検討してみよう。

表によれば、一見してあきらかなように費用面での資本利子負担の大きいことに気がつく。いま収益の総計と費用総計額には、両者の各構成比率にいちじるしい差異をあたえるほどのひらきはないので、資本利子負担の比率を収益面の各構成比率と比較すると、前者の割合は販売手数料総計（系統奨励金を含む）の約8割、政策奨励金を含めても約7割に相当するほどの大きさである。またみかたをかえていうならば、系統および政策奨励金の両者は利子補給のごとき形で存在しているといえないこともない。

では一方一般管理費の大きさについてはどうか。これについてはもともと組合経営の管理組織が一般企業のそれと比較してかならずしも能率的なものでないという点を除外すれば、職員給与水準から判断してもそれがかならずしも過大だということではできないであろう。したがってこのようにみると、現行手数料を前提としたばあい販売事業の採算部門としての確立を阻害しているものが運用資本利子負担の大きさにあること、いゝかえれば、たとえ系統資金であるにせよ、他人資本であるそれへの依

(第8表) 部門別損益構成 (S. 37)
(千円)

	粗利益	純損益
販売	1,225	△ 51
購買	102	△ 257
利用	288	△ 23
金融	162	47
指導	△ 1	△ 90
事業外		390
計	1,775	11

(第9表) 販売事業収支の内訳 (S. 37) (千円)

収 益		費 用	
販売手数料	546 (31.8)	販売雑費	36 (2.2)
系統奨励金	505 (29.4)	一般管理費 配分額	886 (50.2)
政策奨励金	213 (12.6)	資本利子	840 (47.6)
前渡金利息	450 (26.2)		
計	1,714 (100)	計	1,762 (100)

() 内 %

存が大きいところにその決定的な要因があるといわなくてはならない。

ところでこのように他人資本を基底とする販売事業の資本機能が、事業運営の様式として総合事業収支の観点からいかなる性格を付与されざるをえないか、その現状と可能性という立場からいえばつぎの諸点を指摘することが可能である。

第一に系統機関および政策による支援＝奨励金、補助金がなければ組合資本＝施設としての活動も不完全なものたらざるをえず、必然的に手数料の値上＝資本として自立傾向を求めなくてはならないであろうということ。

第二は現状のごとき収支構造のもとでは、資本設備の拡充、出資配当のための利潤蓄積などきわめて困難であり、また協業組織（労働力および生産手段）の保有管理形態も組合による直接的所有形態をとることは不合理（経営体の立場から）なものとなり、いわゆる下請形式という商人資本的な形態をとらざるをえないこと³⁾。

(第10表) 作業別労務賃金 (S. 37)
(円)

	男 子	女 子
苗 畑	400～450	260～320
下 刈	500～600	350
植 付	〃	330～350
地 拵	500	
椎 茸	500～600	300～350
伐 木	700	
造 材	600～700	
運 材	800	

第三は労務者の賃金水準も第10表に示されるように、地域的な安定賃金ベースは実現しえても、それ以上の協業組織の効果にもとづく伐出経費の節約部分は組合員の地代所得として吸収されるか、第一点でふれたごとく組合手給料拡大の方向で吸収される可能性がつかいということである。

- 3) 事例組合の伐出労働力、生産手段の保有管理形態は以下のごとくである。まず生産手段はすべて労務者ないし労務者集団（運材班）の所有で、その購入は半額補助（組合名儀による）、半額組合立替支払によっているが、組合立替分はいうまでもなく労務賃金から一定の割合で償却天引されるという決済方式である。賃金支払はすべての作業種を通じて出来高給をとっており、集団

形態をとる運材、ワイヤー班では一括立替払＝前渡金方式をとっている。なお労働力の性格は流動する可能性をもたない長男、あとつぎが主体で半農半労的なものである。

以上、経営体としての資本運用の実態から他人資本を基底とするばあい資本＝商人資本としての自立傾向をもたざるをえないことをあきらかにしたが、もちろん資本の性格規定のためには、これまでの考察のみではなお不十分である。組合資本としての性格も組合員との関係のみた資本運用の実態＝利用の実態によって確認されなければならないからである。つぎにその点を主として一般材、パルプ材の販売事業の階層利用状況によって簡単にふれよう。

2ヶ年の事業利用率によると、20町歩以上60～100%、10～20町歩層50%内外、5～10町歩層20～40%、1～5町歩層10%前後、1町歩未満層は10%以下となっており、販売事業利用の担い手が主として5町歩以上にあることが認められる。そこでこの利用率を一応組合事業との結合度を示すものとして考えれば、そこに利用の内部的な格差が存在することは否定できない。

しかし事例組合ではかゝる利用の内部的な格差を補充するものとして、椎茸共販の積極的な推進をおこなっており、零細所有者をもまた組合員として吸収維持する可能性をもち、その意味では零細、中小山林所有者を主体とする組合資本としての性格を強化する方向にあるといえる。しかし利用組合員一人当りの事業利用額＝販売額からみれば、その格差は否定できずかくてそれが既述のごとき出資負担の内部的分化をもたらす一要因となっているのである。かゝる意味において組合出資＝自己資本は現状からみるかぎり、次第に上位階層の負担増加の方向で形成される可能性をもっているといえることができるであろう。

しからばかゝる出資負担分化の可能性と、既述の資本(＝商人資本)としての内生的な自立傾向は、事例組合の資本としての性格を今後いかなる方向で規定するであろうか。結論的にいえばそれは企業体的な性格をより強化した形で規定するであろうということである。